

公 告 【電子入札】

南国市制限付き一般競争入札実施要綱及び南国市建設工事電子競争入札実施の手引き（以下「手引き」という。）の規定に基づき、次のとおり電磁的記録を用いた競争入札を行いますので、手引き第4の1及び南国市財務規則（昭和45年南国市規則第4号）第72条の規定により公告します。

令和8年9月7日

南国市長 平山 耕三

記

第1 入札に付する事項

- | | |
|--------|---|
| 1 工事名 | <u>市道丸山2号線道路改良工事</u> |
| 2 工事場所 | 南国市 十市 |
| 3 完成期限 | 令和9年1月15日 |
| 4 工事概要 | 施工延長 L=18.5m
路側擁壁 V=2m ³
As舗装 A=11m ² |

第2 入札参加資格

この工事の入札に参加できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。

- 1 本市の令和8年度建設工事一般競争入札参加資格を有する者で、土木一式工事に関し、建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可を受けている者。
- 2 南国市内に本店を有する者で、土木一式工事の等級がCランクに格付けされ、土木一式工事の2年または3年平均工事高が予定価格基準(200万円)の2分の1以上あること。
- 3 次の要件を満たす者を、当該工事の主任技術者として配置できること。
 - (1) この公告以前に申請者に採用されていること。
 - (2) 建設業法第26条の規定による主任技術者として従事するための資格要件を満たす者であること。
- 4 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に該当しない者であること。
- 5 銀行取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

6 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項もしくは第19条第1項もしくは第2項の規定に基づく破産の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154条）第17条の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法の規定に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても、民事再生法の規定に基づく再生計画認可の決定又は会社更生法の規定に基づく更生計画認可の決定を受けた者で、再生手続開始又は更生手続開始の決定を受けた日以降に、建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の23の規定に基づく経営事項審査を受け、本市の入札参加資格の再認定を受けた者については、当該再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかったものとみなす。

7 この公告の日から当該工事の入札の日までの間に、本市から指名停止措置（指名回避を含む）を受けていない者であること。

8 南国市事業等に係る契約からの暴力団の排除に関する規則（平成25年南国市規則第2号）第3条各号のいずれにも該当しない者。

9 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

なお、本工事に一般競争入札参加資格確認申請書を提出した者の間において以下の基準に該当する資本関係又は人的関係がある場合には、当該資本関係又は人的関係がある全ての者の入札参加資格を認めないこととする。

（1） 資本関係

次のいずれかに該当する2者の場合。

（ア）子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう、以下同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。以下同じ。）の関係にある場合

（イ）親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（2） 人的関係

次のいずれかに該当する2者の場合。ただし、（ア）については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。以下同じ。）である場合を除く。

（ア）一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

1）株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

（i）会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

（ii）会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

（iii）会社法第2条第15号に規定する社外取締役

（iv）会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役員

2）会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

3）会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

4）組合の理事

- 5) その他業務を執行する者であって、1) から4) までに掲げる者に準ずる者
- (イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）を現に兼ねている場合
- (ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
- (3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合、その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

第3 契約条項を示す場所 南国市役所4階 財政課 及び 電子入札システム

第4 入札参加資格確認申請書

当該工事の入札に参加しようとする者は、次の受付期間内に制限付き一般競争入札参加資格確認申請書（様式1）（以下、「申請書」という。）を電子入札システムにより提出しなければならない。申請書を提出していない場合は、入札に参加することができない。

受付期間 この公告の日から令和8年9月15日（火）まで

（土、日、国民の祝日に関する法律に規定する休日は除く。期間については以下同じ。）

午前8時～午後8時（市役所の執務時間とは異なるので、留意すること。）

第5 入札参加資格の喪失

申請書受付後、入札参加資格者が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該工事の入札に参加することができない。

- 1 第2の入札参加資格を満たさなくなったとき。
- 2 申請書に虚偽の記載をしたことが判明したとき。

第6 設計図書について

1 設計図書の閲覧

設計図書は、この公告の日から電子入札システムで閲覧できる。または当該工事の開札の前日の午後5時までの間、南国市役所4階閲覧室で、閲覧することができる。閲覧に際しては、閲覧室に掲示する注意事項を遵守すること。
（閲覧室開放時間：午前9時から午後5時まで）

2 設計図書に対する質疑

設計図書の内容について質問がある場合は、電子メールにより質疑書を提出し、財政課管財係に電話により受信確認を行うこと。受信確認がない場合は、質疑を受け付けできないことがある。

受付日時 令和8年9月8日 （火） 午前9時から

 令和8年9月15日 （火） 正午まで

受付先 電子メール n-nyusatsu@city.nankoku.lg.jp

電話番号 088-880-6552

3 設計図書に対する回答

質疑に対する回答書は、次のとおり閲覧に供する。

閲覧日時 **令和8年9月18日 (金) 午前8時**

閲覧場所 電子入札システム 及び 南国市役所4階 閲覧室

ただし、閲覧室での閲覧は、開札の前日の午後5時までとする。

第7 入札及び開札の日時及び場所

1 入札日時 **令和8年9月28日 (月) 午前8時から**

令和8年9月30日 (水) 午後8時まで

2 入札場所 **電子入札システム**

3 開札日時 **令和8年10月1日 (木) 午前11時20分**

4 開札場所 **電子入札システム**

5 再度入札 2度目の開札日時 **令和8年10月2日 (金) 午前10時**

3度目の開札日時 **令和8年10月2日 (金) 午後2時**

ただし、日程等は変更することがある。この場合は、直ちに入札参加者全員に通知する。

なお、入札参加者は開札に立ち会えない。

再度入札においては工事費内訳書の提出を求めないものとする。

第8 入札保証金 免除する。

第9 入札方法等

- 1 入札は第7. 1の入札日時に定める期間に入札金額を電子入札システムに登録する方法で行う。
- 2 入札金額には1円未満の端数を付すことができない。また、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する金額の110分の100に相当する金額とすること。
- 3 建設工事に係る入札においては、電子入札システムへの入札金額登録時に、併せて工事費内訳書を電子ファイルに添付すること。
- 4 入札金額の登録と合わせて、電子入札システムによるくじ（以下「電子くじ」という）で使用するくじ番号を登録すること。

第10 入札の無効

この公告に示した資格要件を満たさない者が行った入札、南国市財務規則第78条の規定に該当する入札又は南国市建設工事電子競争入札心得（以下、「入札心得」という。）第9条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

第11 入札の失格

入札心得第10条各号のいずれかに該当する入札または最低制限価格を下回る入札は、失格とする。

第12 落札予定者の決定方法

- 1 予定価格と最低制限価格の範囲内で、最低の価格で入札した者を落札予定者と決定する。

- 2 落札予定となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、電子くじにより落札予定者を決定する。

第13 資格審査

落札予定者は、資格審査に必要な書類を次のとおり持参または電子メールにて提出しなければならない。提出がない場合、また、審査の結果、当該落札予定者に資格がないと認めた場合は、次順位の者が提出しなければならない。この場合において、提出書類、期日及び場所については、次順位の者に対し財政課が別途連絡するものとする。

提出書類 配置予定技術者名簿(様式3)

提出期限 落札通知後の翌開庁日の正午まで

提出先 電子メール n-nyusatsu@city.nankoku.lg.jp

第14 落札者の決定

資格審査の結果、資格があると認めたときは、その者を落札者として決定するものとする。

第15 その他

- 1 第4の入札参加資格確認申請書を提出した者が2者に満たない場合は、入札を行わない。
- 2 当該工事の申請書を受理されなかった者は、当該入札に参加できない。
- 3 入札執行回数は3回までとする。
- 4 入札参加者はあらかじめ入札心得を承知すること。
- 5 提出書類に虚偽の記載がある場合は、契約を解除するとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止措置を行うことがある。
- 6 落札者は、申請書等に記載した配置予定の技術者を当該工事に配置すること。なお、配置予定技術者は実際の施工に当たって、原則として変更することはできない。落札者が申請書に記載した配置予定の技術者を配置できないときは、落札決定を取消すことがある。
- 7 この契約において、談合等の不正行為により本市が被った金銭的損害の賠償については、賠償額の予定に関する契約条項に基づき損害賠償を請求する。
- 8 契約締結までの間（仮契約締結後の本契約成立までの間を含む。）次に該当した場合には、落札決定を取り消すこと又は契約を締結しないことがある。
 - (1) 南国市建設工事請負業者指名停止措置要綱の対象となる事案に該当したとき。
 - (2) 南国市建設工事請負業者指名停止措置要綱又は指名回避措置基準要領による措置を受けたとき。
 - (3) 建設業法第28条第3項又は第5項の規定による営業停止処分を受けたとき。
 - (4) その他の事由により第2入札参加資格に定める要件のいずれかを喪失したとき。
- 9 契約金額が200万円以上になる場合の落札者は、契約締結時に中間前金払又は部分払のいずれかの方法を選択できる。ただし、契約締結後は、支払方法の変更を認めない。
- 10 電子入札システムによる入札を行えない場合は、手引き第12「入札書での参加の取扱い」に基づき承認申請を行い、南国市から承認を得ることで書面による入札が可能となる。入札参加方法は、手引き第12「入札書での参加の取扱い」に従い行うこと。